

下水道使用料早見表

令和7年4月1日より、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業および地域し尿処理施設の下水道使用料等を改定しました。

令和7年5月検針分(6月請求分)から改定後の下水道使用料が適用となります。

下水道使用料は、5月検針時に発行する『上下水道使用量のお知らせ【愛西市水道事業：八開・佐織地区】』並びに『使用水量のお知らせ【海部南部水道企業団：佐屋・立田地区】』に新使用料体系で記載しますのでご確認ください。

なお、八開地区および佐織地区の地域し尿処理施設は、令和7年6月請求分から水道料金と併せて請求させていただきます。

注)今回、公共下水道事業の下水道使用料は改定ありません。

■2 か月当たりの下水道使用料早見表

※2 か月の水道水等の使用水量を排出量として確認してください。

(消費税及び地方消費税を含む)

排出量 (m ³)	使用料 (円)	排出量 (m ³)	使用料 (円)	排出量 (m ³)	使用料 (円)	排出量 (m ³)	使用料 (円)	排出量 (m ³)	使用料 (円)
0	2,640	17	3,201	34	5,610	55	9,075	140	24,420
1	2,673	18	3,234	35	5,775	60	9,900	145	25,410
2	2,706	19	3,267	36	5,940	65	10,725	150	26,400
3	2,739	20	3,300	37	6,105	70	11,550	155	27,390
4	2,772	21	3,465	38	6,270	75	12,375	160	28,380
5	2,805	22	3,630	39	6,435	80	13,200	165	29,370
6	2,838	23	3,795	40	6,600	85	14,025	170	30,360
7	2,871	24	3,960	41	6,765	90	14,850	175	31,350
8	2,904	25	4,125	42	6,930	95	15,675	180	32,340
9	2,937	26	4,290	43	7,095	100	16,500	185	33,330
10	2,970	27	4,455	44	7,260	105	17,490	190	34,320
11	3,003	28	4,620	45	7,425	110	18,480	195	35,310
12	3,036	29	4,785	46	7,590	115	19,470	200	36,300
13	3,069	30	4,950	47	7,755	120	20,460	205	37,455
14	3,102	31	5,115	48	7,920	125	21,450	210	38,610
15	3,135	32	5,280	49	8,085	130	22,440	215	39,765
16	3,168	33	5,445	50	8,250	135	23,430	220	40,920

将来にわたり「良好な環境・快適な暮らしを安定的に提供する下水道」の実現に向けて努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

裏面に下水道使用料計算例を掲載しています

※下水道使用料早見表は、対象区域に5月号広報紙と同時配布しています。

問 下水道課 ☎(55)7124(ダイヤル) 🌐 <https://www.city.aisai.lg.jp>

■下水道使用料【改定後】

(消費税及び地方消費税を含まない)

下水道使用料【使用期間1か月】		
基本使用料		1,200 円
従量使用料 1 m ³ 当り	0 m ³ 超 ～ 10 m ³ まで	30 円
	10 m ³ 超 ～ 50 m ³ まで	150 円
	50 m ³ 超 ～ 100 m ³ まで	180 円
	100 m ³ 超 ～ 500 m ³ まで	210 円
	500 m ³ 超 ～	240 円

- ・水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、1 使用月につき使用水量に 1 人当たり 3 m³を加算して下水道使用料を算定します。
- ・水道水以外の水のみを使用した場合は、1 使用月につき 1 人当たり 6 m³として下水道使用料を算定します。

下水道使用料計算例

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計に消費税等(10%)を加えた金額で、1円未満の端数は切り捨てます。

【水道水のみ使用の場合】

2 か月で使用水量が 46 m ³ の場合			
基本使用料	1,200 円 × 2 か月	= ①	2,400 円
従量使用料			
(1 使用月当たり: 46 m ³ ÷2=23 m ³)			
0～10 m ³	10 m ³ × 30 円	= ②	300 円
10～23 m ³	13 m ³ × 150 円	= ③	1,950 円
(②+③)	2,250 円 × 2 か月	= ④	4,500 円
消費税等含む合計額 (①+④)	6,900 円 × 1.1	=	7,590 円

【水道水と井戸水等を併用の場合】

2か月で使用水量が 36m ³ で、3 人世帯員の場合			
基本使用料	1,200 円 × 2 か月	= ①	2,400 円
従量使用料			
(1 使用月当たり: 36 m³÷2=18 m³ (水道水) (1) 3 人×3 m³= 9 m³ (井戸水等) (2) (1)+(2)=27 m³			
0～10 m ³	10 m ³ × 30 円	= ②	300 円
10～27 m ³	17 m ³ × 150 円	= ③	2,550 円
(②+③)	2,850 円 × 2 か月	= ④	5,700 円
消費税等含む合計額 (①+④)	8,100 円 × 1.1	=	8,910 円